

令和元年12月定例会（令和元年(2019年)12月23日）

越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

越谷・松伏水道企業団議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

12月23日(月)	○開 会	5
	○開 議	5
	○諸般の報告	5
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告	7
	○企業長提出第7号議案決算特別委員長報告に対する質疑、討論、採決	9
	○企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明	9
	○企業団行政に対する一般質問	10
	○企業長提出第8号議案の質疑、討論、採決	10
	○企業長提出第9号議案の質疑、討論、採決	12
	○水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託	13
	○諸般の報告	13
	○議事日程の追加	14
	○特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託	15
	○特定事件の議会運営委員会付託	15
	○閉 議	15
	○企業長の挨拶	15
	○閉 会	16
署名議員		17
参考資料		
企業長提出議案の処理結果		19

水企告示第23号

令和元年12月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年12月16日

越谷・松伏水道企業団
企業長 野口晃利

1 期 日 令和元年（2019年）12月23日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和元年12月定例会 会期12月23日 1日間

応招議員 15名

1番	伊 藤	治	議員	2番	浅 古	高 志	議員
3番	松 岡	高 志	議員	4番	川 上	力	議員
5番	大 野	保 司	議員	6番	小 林	豊 代 子	議員
7番	工 藤	秀 次	議員	8番	松 田	典 子	議員
9番	山 田	裕 子	議員	10番	鈴 木	勉	議員
11番	金 井	直 樹	議員	12番	竹 内	栄 治	議員
13番	岡 野	英 美	議員	14番	畑 谷	茂	議員
15番	後 藤	孝 江	議員				

不応招議員 なし

12月定例会 第1日

令和元年（2019年）12月23日（月曜日）

議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告
- 7 企業長提出第7号議案決算特別委員長報告に対する質疑、討論、採決
- 8 企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明
- 9 企業団行政に対する一般質問
- 10 企業長提出第8号議案の質疑、討論、採決
- 11 企業長提出第9号議案の質疑、討論、採決
- 12 水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託
- 13 諸般の報告
- 14 議事日程の追加
- 15 特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託
- 16 特定事件の議会運営委員会付託
- 17 閉 議
- 18 企業長の挨拶
- 19 閉 会

(開議 午前10時03分)

出席議員 15名

1番	伊藤	治	議員	2番	浅古	高志	議員
3番	松岡	高志	議員	4番	川上	力	議員
5番	大野	保司	議員	6番	小林	豊代子	議員
7番	工藤	秀次	議員	8番	松田	典子	議員
9番	山田	裕子	議員	10番	鈴木	勉	議員
11番	金井	直樹	議員	12番	竹内	栄治	議員
13番	岡野	英美	議員	14番	畑谷	茂	議員
15番	後藤	孝江	議員				

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

野口	晃利	企業長
田中	薫	局長
石坂	正幸	次長(兼)配水管理課長
小川	泰弘	副参事(兼)総務課長
松村	一男	お客さま課長
須貝	善彦	施設課長
三保田	昭二	施設課調整幹
新井	伸之	配水管理課調整幹

参与として出席した者の職氏名

高橋	努	越谷市長
鈴木	勝	松伏町長

書記

小宮	崇	総務課副課長
上野	成哉	総務課庶務担当主幹
北條	理恵	総務課庶務担当主事

10時03分 開 会

◎開会の宣告

- （伊藤 治議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。
ただいまから令和元年12月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- （伊藤 治議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （伊藤 治議長） この際、諸般の報告をいたします。

△業務概況の報告

- （伊藤 治議長） 企業長から平成31年4月から令和元年10月までの業務概況について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （伊藤 治議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （伊藤 治議長） 次に、企業長から説明員の出席通知がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△決算特別委員会答弁要旨一覧表の報告

- （伊藤 治議長） 次に、決算特別委員長から提出された決算特別委員会答弁要旨一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （伊藤 治議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。
総務課副課長に朗読させます。

〔総務課副課長朗読〕

- （小宮 崇総務課副課長） 朗読いたします。

水企総第632号
令和元年（2019年）12月16日

越谷・松伏水道企業団議会
議長 伊藤 治 様

越谷・松伏水道企業団
企業長 野口 晃 利

令和元年12月定例会に付議する議案の送付について

標記について、12月23日招集に係る令和元年12月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

議 案 目 録

- 1 越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 1 越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 以上でございます。

△特定事件の審査結果報告

- （伊藤 治議長） 次に、去る9月定例会において議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。
- 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

- （伊藤 治議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から
8番 松田典子議員、9番 山田裕子議員、10番 鈴木勉議員を指名いたします。

◎会期の決定

- （伊藤 治議長） 次に、会期の決定を議題といたします。
- お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（伊藤 治議長） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

◎閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告

○（伊藤 治議長） 次に、閉会中の継続審査となっておりました企業長提出第 7 号議案「平成30年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」を議題とし、決算特別委員長から審査の経過ないし結果について報告を求めます。

決算特別委員会、竹内栄治委員長、登壇して報告願います。

〔竹内栄治決算特別委員長登壇〕

○（竹内栄治決算特別委員長） 議長のご指名によりまして、9 月定例会において当委員会に付託されました、企業長提出第 7 号議案「平成30年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」の件につきまして、その審査経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会は、9 月 27 日、企業団小会議室を会場に委員全員が出席し、会議を開きました。直ちに正・副委員長の互選を行い、委員長に私が、副委員長に松岡高志委員が選任され、第 7 号議案の審議を閉会中の継続審査として、第 2 日に行うことといたしました。

第 2 日の委員会は、去る 10 月 4 日、企業団大会議室を会場に委員全員が出席し、執行部から議案について詳細なる説明を聴取の後、慎重に審査を行いました。

その主なものを申し上げますが、当委員会において各委員から出された質疑項目及び答弁要旨については、議長の許可をいただき、一覧表としてお手元に配付させていただきましたので、ご参照いただければと存じます。

まず、非常用発電設備の燃料の確保策は、に対し、

浄・配水場の非常用発電設備の燃料は全て A 重油であるが、給水区域内の取扱事業者は 1 者のみである。A 重油しか使えないガスタービン発電機を備えている西部配水場は、埼玉県と石油連盟で締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づく重要施設に指定されており、大規模災害時に石油元売会社から臨時的・緊急的な燃料供給を受けることができる。また、築比地浄水場、南部浄水場、東部配水場の非常用発電設備はディーゼル発電であり、軽油の使用も可能であるため、給水区域内の燃料事業者と災害時における燃料供給に関する協定書を締結している、とのことでありました。

次に、広域化に向け、コンセッション方式導入の考えは、に対し、

浜松市では下水道でコンセッション方式を導入したが、上水道は住民の反対もあり当面延期となった。また、宮城県で用水供給事業での導入検討を進めているが、現在、全国の末端給水事業でコンセッションを導入した事例はなく、現状で当企業団での導入については考えていない、とのことでありました。

次に、ダクタイトル鋳鉄管から水道配水用ポリエチレン管への変更による経費縮減の効果は、に対し、

平成30年度に水道配水用ポリエチレン管を配水管布設替工事の一部に試験的に採用した。令和元年度から本格採用しており、年間布設替え延長約5,000メートルに対し、金額で約8,000万円、率では約22%の経費縮減を見込んでいる、とのことであります。

次に、持続可能な水道経営に向けた事業効率化の主な取り組みは、に対し、

平成30年度は、検針業務管理の一元化、投資有価証券に係る資金運用の見直し、遊休資産の売却検討などを進めた。令和元年度は、電話交換機の更新に伴い代表番号の音声ガイダンス化と各課への電話直通化を進めており、これにより電話交換委託料の削減が見込まれる。また、遊休資産の売却により約1,400万円の利益を得ている。今後も持続可能な水道経営に向け、事業の効率化に努めていく、とのことであります。

次に、水道料金の過去5年間の不納欠損状況は。また、収納対策は、に対し、

不納欠損額は税込みで平成26年度2,411万7,736円、平成27年度1,697万9,480円、平成28年度1,202万9,923円、平成29年度1,007万828円、平成30年度879万1,219円であった。

収納対策の新たな取り組みとしては、平成30年度から弁護士法人に未収整理を委託し、委託した債権1,275万7,153円のうち361万5,787円を回収し、回収率が28.3%であった。これらの債権の多くは給水区域外への転居により給水停止ができず回収が困難なもので、一定の効果があったものと考えている、とのことであります。

次に、道路上で何度も同じところを掘り返さないような漏水修繕工事の考え方は、に対し、

道路における漏水修繕は、平成30年度は270件以上の連絡があり、逐次修繕を行っている。昭和40年代に布設した配水管などが経年劣化などで破損し、何度も掘削作業をすることなどがある。そうした管は部分的な修繕ではなく、計画的に布設替工事を行い、できるだけ掘削作業が少なくなるよう努めていく、とのことであります。

次に、庄和浄水場への高度浄水処理導入の見通しは、に対し、

当企業団では、配水量の9割を県から受水しているが、そのうち約33%を占める新三郷浄水場のみが高度浄水処理されており、かねてから庄和浄水場への高度浄水処理の導入を県に要望しているところである。埼玉県では次に大久保浄水場を高度浄水処理化することを決めており、その後は未定だが、今後も埼玉県営水道用水購入団体等連絡協議会を通じて庄和浄水場への早期高度浄水処理導入の要望を続けていく、とのことであります。

以上で質疑を終結し、続いて討論に入りましたが、討論の発言はなく、採決の結果、企業長提出第7号議案については全員一致をもって原案のとおり認定可決と決しました。

以上で報告を終わります。

◎企業長提出第7号議案決算特別委員長報告に対する質疑、討論、採決

- （伊藤 治議長） 第7号議案「平成30年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （伊藤 治議長） この際、暫時休憩いたします。

10時14分 休 憩

10時15分 再 開

◎開議の宣告

- （伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （伊藤 治議長） 挙手は全員であります。

したがって、第7号議案は原案のとおり認定されました。

◎企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明

- （伊藤 治議長） 次に、企業長提出第8号議案及び第9号議案の2件を一括して議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） おはようございます。本日、12月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはご健勝のうちにご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

また、ただいまは、閉会中に継続審査をいただいております第7号議案につきまして、原案のとおりご認定を賜り、心から御礼を申し上げます。

本定例会には、「越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

を改正する条例制定について」を初め、2件の議案をご提案申し上げておりますので、ご説明をさせていただきます。

第8号議案及び第9号議案は、期末手当に関する規定を整備するため提案するもので、関連がございますので、恐れ入りますが、一括してご説明申し上げます。

改正の内容でございますが、議員及び企業長の期末手当につきましては、当企業団の一般職の職員の取り扱いに準じて対応してきた経緯がございます。このたび、当企業団の一般職の職員の支給率を引き上げることに準じ、本年12月期の支給割合を「100分の222.5」から「100分の227.5」に改め、公布の日から施行し、本年12月1日から適用してまいります。

また、令和2年度以降につきましては、6月期の支給割合を「100分の222.5」から「100分の225」に、12月期の支給割合を「100分の227.5」から「100分の225」に改め、令和2年4月1日から施行してまいります。

以上、ご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。

◎休憩の宣告

- （伊藤 治議長） ここで、企業長提出第8号議案及び第9号議案の審査のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

10時18分 休憩

10時31分 再開

◎開議の宣告

- （伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業団行政に対する一般質問

- （伊藤 治議長） 次に、企業団行政に対する一般質問であります。発言の通告がありませんので、終結いたします。

◎企業長提出第8号議案の質疑、討論、採決

- （伊藤 治議長） 次に、企業長提出第8号議案の質疑、討論、採決を行います。

第8号議案「越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありますか。（7番 工藤秀次議員「はい」と言う）

7番 工藤秀次議員。

○7番（工藤秀次議員） それでは、第8号議案について、1点質疑をさせていただきます。

特別職の報酬を引き上げる理由と利用者への説明はどのように考えていらっしゃるでしょうか、その点についてお聞かせください。

○（伊藤 治議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、ただいまの議員の期末手当を引き上げる理由と利用者への説明をどのように考えているかということについてお答えさせていただきます。

期末手当につきましては、これまでの取り扱いの経緯などを踏まえまして、一般職の支給月数の引き上げや国の特別職等の取り扱いを勘案して、一般職と同様に0.05月分の引き上げを行うことといたしました。また、利用者への説明ということにつきましては、今回の期末手当の引き上げによりまして水道料金を値上げするというのであれば、引き上げ額の大小にかかわらず、容易ではないと思いますが、今回はそのようなことはございません。引き続き現行料金のもとで安全で良質な水を安定的に給水するという水道事業体としての使命を果たすことにより、利用者の皆様のご理解をいただけるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○（伊藤 治議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。（7番 工藤秀次議員「ありません」と言う）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○（伊藤 治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

○（伊藤 治議長） この際、暫時休憩いたします。

10時34分 休 憩

10時34分 再 開

◎開議の宣告

○（伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

7番 工藤秀次議員、登壇して発言願います。

〔7番 工藤秀次議員登壇〕

○7番（工藤秀次議員） 議長から許可をいただきましたので、第8号議案「越谷・松伏水道企業団

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、反対の立場から討論させていただきます。

現在の水道事業は、毎年新規契約数は伸びておりますが、節水意識の向上、水需要の低下によってこれからの水道利用の大幅な増加は見込めない状況にあります。また、水道法の改正で法律の目的が「計画的な整備」から「基盤強化」へ、「普及拡大の時代」から「維持管理の時代」へと変わっています。少子高齢化、人口減といった社会的な課題にも直面しております。

そのような中で、2016年に当水道企業団の特別職報酬等が越谷市同様大幅に引き上げられました。このことは現在も多くの市民から理解できていないとお声をいただいております。このたびの議員報酬等の引き上げも人事院勧告に伴い一般職と同様に期末手当を引き上げるものですが、特別職も一般職同様に引き上げるという決まりはありません。消費税が増税され、実質賃金がかかる中で、利用者生活に比べたときに、利用料金への影響にかかわらず特別職の報酬等を今引き上げるべきではないと考えます。

以上の理由により本議案に反対します。

○（伊藤 治議長） 以上で討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○（伊藤 治議長） 挙手は多数であります。

したがって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

◎企業長提出第9号議案の質疑、討論、採決

○（伊藤 治議長） 次に、企業長提出第9号議案の質疑、討論、採決を行います。

第9号議案「越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○（伊藤 治議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

○（伊藤 治議長） この際、暫時休憩いたします。

10時37分 休憩

10時37分 再開

◎開議の宣告

- （伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。
続いて、討論に入ります。
討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
〔挙手多数〕

- （伊藤 治議長） 挙手は多数であります。
したがって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

◎水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託

- （伊藤 治議長） 次に、水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託の件を議題といたします。
市・町民の生活に身近で重要な水道について、より一層安全で良質な水の安定供給を図るため、水道事業全般について調査研究をする必要があります。
お諮りいたします。水道事業の調査研究については、14人の委員をもって構成する水道事業調査研究特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） ご異議なしと認めます。
したがって、水道事業全般の調査研究をするために、14人の委員をもって構成する水道事業調査研究特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

◎休憩の宣告

- （伊藤 治議長） ここで、水道事業調査研究特別委員の選任及び正副委員長の互選等を行うため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

10時39分 休憩

11時16分 再開

◎開議の宣告

- （伊藤 治議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

- （伊藤 治議長） この際、諸般の報告をいたします。

△水道事業調査研究特別委員選任の報告

- （伊藤 治議長） 水道事業調査研究特別委員の選任については、越谷・松伏水道企業団議会委員会条例第6条第1項の規定により、

2番 浅古高志 議員	3番 松岡高志 議員
4番 川上力 議員	5番 大野保司 議員
6番 小林豊代子 議員	7番 工藤秀次 議員
8番 松田典子 議員	9番 山田裕子 議員
10番 鈴木勉 議員	11番 金井直樹 議員
12番 竹内栄治 議員	13番 岡野英美 議員
14番 畑谷茂 議員	15番 後藤孝江 議員

以上14人を指名いたしました。

△水道事業調査研究特別委員会における正副委員長の互選結果報告

- （伊藤 治議長） また、正副委員長については、互選の結果、委員長に川上力委員が、副委員長に畑谷茂委員が選出されましたので、報告いたします。

△特定事件の付託申し出の報告

- （伊藤 治議長） 次に、議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査事項として付託の申し出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、水道事業調査研究特別委員長から、特定事件について閉会中の継続審査事項として付託の申し出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の追加

- （伊藤 治議長） お諮りいたします。

この際、水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） ご異議なしと認めます。

したがって、この際、水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託

- （伊藤 治議長） これより、水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、水道事業調査研究特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として水道事業調査研究特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、水道事業調査研究特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として水道事業調査研究特別委員会に付託することに決しました。

◎特定事件の議会運営委員会付託

- （伊藤 治議長） 次に、議会運営委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （伊藤 治議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

- （伊藤 治議長） 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎企業長の挨拶

- （伊藤 治議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） 議長のお許しをいただきましたので、12月定例会が閉会されるに当たり、御礼のご挨拶をさせていただきます。

今定例会にご提案させていただきました第8号議案及び第9号議案、また閉会中の継続審査とされておりました第7号議案につきましては、慎重にご審議の上、いずれも原案のとおりご決定並びにご認定を賜り、まことにありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

決算特別委員会などでいただきました貴重なご意見、ご提言を真摯に受けとめ、今後ともお客様に安全で良質な水を安定的に供給できるよう、私を初め職員が一丸となり水道事業の運営に取り組んでまいります。議員の皆様におかれましては、なお一層のご指導と限りなくお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

年の瀬を迎え公私ともにお忙しいこととは存じますが、健康に十分ご留意いただき、よいお年を迎えられますよう、そしてさらなるご活躍をお祈り申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○（伊藤 治議長） これをもちまして、令和元年12月越谷・松伏水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

11時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 治

署名議員 松 田 典 子

署名議員 山 田 裕 子

署名議員 鈴 木 勉

◎企業長提出議案の処理結果

第7号議案 平成30年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について

(認定可決)

第8号議案 越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

(原案可決)

第9号議案 越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

(原案可決)